

## 約款 新旧対照表

### 『Arukas サービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第5条	<p>第5条（料金の支払）</p> <p>1.（略）</p> <p>2. 本サービスの料金の支払方法は、当社の個別の承認がない限り、基本約款第12条第2項第3号に定める方法（クレジットカード払い）のみとします。ただし、本サービスの料金が、当社所定の金額以上となる場合には、当社の要請により、他の支払方法によりお支払いいただくことがあります。</p> <p>3.（略）</p>	<p>第5条（料金の支払）</p> <p>1.（略）</p> <p>2. 本サービスの料金の支払方法は、当社の個別の承認がない限り、基本約款第12条第2項第3号に定める方法（クレジットカード払い）または Alipay 払いから、利用者が選択することとします。ただし、本サービスの料金が、当社所定の金額以上となる場合には、当社の要請により、他の支払方法によりお支払いいただくことがあります。</p> <p>3.（略）</p>	<p>・料金の支払方法に「Alipay 払い」を追加します。</p>
附則 第1条	<p>第1条（適用開始）</p> <p>この約款は、平成30年2月20日に制定され、同日より適用されます。</p>	<p>第1条（適用開始）</p> <p>この約款は、2018年2月20日から適用された Arukas サービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、2019年5月16日より適用されます。</p>	<p>・本改定に伴う適用日の変更を行います。</p>
第2条	<p>第2条（無償期間）</p> <p>本サービスは、平成30年2月20日から平成30年3月19日までを無償期間とし、同期間内においては、第4条および第5条は適用しません。</p>	<p>（削除）</p>	<p>・無償期間が終了したため、条文を削除します。</p>